

## 要望事項1

公共工事予算額の安定的、継続的確保や発注の平準化などについて（継続）

### 【要望内容】

建設業は、道路等のインフラの維持管理や、冬季には市民生活を支える除雪等の担い手であると同時に、災害時には最前線で復旧作業に当たるなど、地域の安心・安全の確保を担う守り手として大きな役割を担っており、大館市におかれましては、これまでも特段のご理解とご配慮を頂いているところであります。

一方、業界を取り巻く情勢は、雇用環境の悪化や働き方改革による週休2日制導入、最低賃金引き上げに伴う従業員の給与改善圧力、公共工事発注時期の偏りにより業務量に対する従業員の配置などにより企業経営は依然として厳しく、年間を通じて安定した経営を維持するためには、工事発注の平準化や受注機会の確保、債務負担行為（ゼロ市債）の設定、明許繰越の早期設定、受注企業の人的配置に対応する単価設定の配慮等が必要不可欠であります。

2020年から始まったコロナ禍の中、業界を取り巻く情勢は公共工事予算の減少により、2021年度の工事請負金額が4月以降連続して前年度を下回り、業界企業の経営は非常に厳しい状況におかれております。

年間を通じて安定した経営を維持していくためにも、市の公共工事予算額の一定量の継続的確保と事業者の受注機会の確保が必要であります。また、住宅関連業種は好況であるものの、5月からのウッドショック問題は、改善の見通しが立たず仕入れ値の高騰による影響が深刻化しており採算や資金繰りが悪化しているのが現状です。

つきましては、下記事項について、特段のご高配を賜りますよう要望いたします。

- (1) 毎年度の公共事業予算額の安定的、継続的確保
- (2) 公共工事発注の平準化並びに債務負担行為の設定、明許繰越の早期設定などの実施
- (3) 工期が長期となる工事並びに年度をまたぐ工事にあっては人件費並びに資材単価の変動への柔軟な対応
- (4) 物品調達並びに役務の提供における地元中小企業への優先発注
- (5) 測量設計業務における地元中小企業への優先発注

## 要望事項 1

大館市からの回答

### 要望内容 1

公共工事予算額の安定的、継続的確保や発注の平準化などについて（継続）

（1）毎年度の公共事業予算額の安定的、継続的確保 [土木課]

【回答】

公共工事の予算につきましては、既存の公共施設、道路、橋りょうなどの社会資本の整備更新に重点を置くほか、公共施設の長寿命化等に係る中長期的な老朽化対策を計画的に推進しております。また、財政負担の縮減・平準化に取り組みとともに、補助事業等の実施による安定的な財源確保を図りながら、今後も継続的な確保に努めてまいります。

（2）公共工事発注の平準化並びに債務負担行為の設定、明許繰越の早期設定などの実施 [契約検査課・土木課]

【回答】

公共工事の発注時期につきましては、工事の内容に応じた適期を考慮する必要がありますが、年度末に工期が集中しないよう、計画的な発注による平準化に努めております。また、債務負担行為の設定を行うなど、今後も早期発注をより一層推進してまいります。

なお、工事等は基本的に年度内に完了させるものとして発注しておりますが、異常気象や資材の入手が困難となる場合などのやむを得ない事由により、年度内の完了が見込めない場合は、施工業者との調整を図りながら、適宜、繰越明許の手続きを行ってまいります。

（3）工期が長期となる工事並びに年度をまたぐ工事にあっては人件費並びに資材単価の変動への柔軟な対応 [土木課]

【回答】

人件費（労務費）につきましては、国の「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の特例措置で決定しているほか、秋田県においても、「入札契約手続等の処理方針」に基づく対応となっており、本市においても同様に対応しております。

また、資材単価が変動した際には、国、県の動向を踏まえ、適宜、対応してまいります。

#### (4) 物品調達並びに役務の提供における地元中小企業への優先発注

[契約検査課]

##### 【回答】

市の入札につきましては、地域経済の活性化という観点から地元企業への優先発注を原則とし、分離分割を推進するなど受注機会の拡大に努めております。

また、市経済への波及効果をより高めるため、下請け業者の選定、資材の納入、運送など多方面にわたって地元業者を活用いただくよう元請業者に要請しております。

なお、特殊な製品や専門的技術を要する業務などでは、入札参加の地域要件を市外へと拡大することがあります。これは当該製品の納入や業務の履行に関して、市内業者だけでは2者以上確保できない場合としておりますので、ご理解をお願いいたします。

#### (5) 測量設計業務における地元中小企業への優先発注

[契約検査課]

##### 【回答】

(4)と同様に、測量設計業務につきましても地元企業への優先発注を原則としておりますが、国土交通省の建設コンサルタント登録規程の要件を満たすような、特に高度な専門的知識を備えた有資格者の配置を求めるものや、当該業務の実績を必要とする場合などでは、入札参加の地域要件を市外へと拡大しておりますので、ご理解をお願いいたします。

## 要望事項2

### 大館駅周辺整備事業の地元発注について（新規）

#### 【要望内容】

鉄道敷地から5m以内は、鉄道近接工事として鉄道会社と打ち合わせなどが必要であり、通常は鉄道特異業者への発注となります。

現在、市が進めている大館駅周辺整備事業においても同様であり、大館駅舎改築工事については、すでにJR東日本から鉄道特異工事登録業者へ発注が決定しており、市内業者の参入は見込めない状況です。

また、周辺整備工事についても多くは鉄道近接工事となる見込みであり、市が発注する場合であっても鉄道特異業者以外の地元業社の参入は困難なものと思われます。

つきましては、大館市の玄関口である大館駅周辺整備事業に地元業者としてぜひ参入いたしたく、下記事項の地元業者の参入について、特段のご高配を賜いますよう要望いたします。

- (1) J R 東日本発注の大館駅舎改築工事
- (2) 鉄道近接工事とならない工事
- (3) 鉄道近接工事となっている市発注周辺工事

## 要望事項 2

### 大館市からの回答

#### 大館駅周辺整備事業の地元発注について（新規）

- (1) J R 東日本発注の大館駅舎改築工事 〔企画調整課〕

#### 【回答】

ご要望につきまして、J R 東日本秋田支社から、市内の施工業者を下請負業者として参入できる機会を積極的に設けるよう、元請負業者に対して要望する旨の回答をいただいております。

- (2) 鉄道近接工事とならない工事 〔企画調整課〕

- (3) 鉄道近接工事となっている市発注周辺工事 〔企画調整課〕

#### 【回答】

(2)、(3)のご要望につきましては、一括して回答させていただきます。J R 東日本が定める鉄道近接工事の基準に沿って進めることとなりますが、その基準の取り扱いにつきまして、J R 東日本秋田支社と協議してまいります。

## 要望事項 3

### 公共工事における働き方改革の推進への支援について（継続）

#### 【要望内容】

2019年4月に改正労働基準法などの計8本の法律を束ねた「働き方改革関連法」が施行され、時間外労働の罰則付きの上限規制に関しても、5年間の適用猶予期間や除外業務を設けてはいるものの、これまで対象外であった建設業が適用され、2024年度から建設業も全面適用されることになっています。このように「働き方改革」や「生産性の向上」が国の主要政策として推進される中、建設業界では、将来にわたる担い手の確保・育成が喫緊の課題となっておりますし、従業員の切れ目のない雇用とともに、適切な賃金水準の確保、月給制の採用、社会保険未加入の解消、長時間労働の是正、週休二日制を含む休日の確保等による労働環境の改善に加え、機械化による施工の効率化や生産性の向上等に取り組むことが必須となってきており、必然的に単価の上昇要因となっています。

つきましては、これらの状況を踏まえ、大館市が発注する公共工事において建設事業者が「働き方改革」や「生産性の向上」などの国の主要政策に対応し、事業を継続していけるよう、特段のご高配を賜りますよう要望いたします。

- (1) 適切な予算単価の設定と予算額の確保
- (2) 関係書類の軽減等事務処理の簡素化と効率化
- (3) 働き方改革に伴う上昇要因を積算に反映

### 要望事項 3

#### 大館市からの回答

### 要望事項 3

#### 公共工事における働き方改革の推進への支援について（継続）

- (1) 適切な予算単価の設定と予算額の確保 〔土木課〕

#### 【回答】

市が発注する公共工事につきましては、施工箇所の事前調査や測量などで現況の把握を十分に行い、適切な設計、積算を行うとともに、現場条件や工事の規模、施工方法等を勘案した上で、適切な工期設定に基づいた発注に努めてまいります。

また、補助事業等の実施などにより、予算確保に努めてまいります。

- (2) 関係書類の軽減等事務処理の簡素化と効率化 〔土木課〕

#### 【回答】

工事の関係書類につきましては、工事の品質確保のために必要なものであり、発注時にお示ししている共通仕様書や特記仕様書などの規定に基づき提出いただいております。

今後、国、県の動向に注視しながら、事務処理等の簡素化や効率化に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

- (3) 働き方改革に伴う上昇要因を積算に反映 〔土木課〕

#### 【回答】

ご要望につきましては、国が定めた「適正な工期設定のためのガイドライン」や「建設業働き方改革加速化プログラム」に基づき、庁内関係各課との情報共有に努めながら、長時間労働の是正や給与・社会保険、生産性向上の三つの分野への取り組みを進めております。

また、令和6年4月1日から建設業への時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、市発注工事におきましても、「週休2日の取得に要する工期設定や間接費」を考慮した費用の計上について、今後2年間で見直しを進めてまいります。